

大阪市自転車活用推進計画の改定概要について

1. これまでの経過

- 平成 29（2017）年 5 月に国において、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に「自転車活用推進法」が施行され、平成 30（2018）年 5 月に「第 1 次自転車活用推進計画」が策定されました。
- これに基づき、本市においては、平成 30（2018）年度に「自転車活用推進会議」を設置し、平成 31（2019）年 3 月に「大阪市自転車活用推進計画」を策定しました。
- 令和 8（2026）年 5 月に国において、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えながら、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和 12（2030）年度までの 5 年間を計画期間とする新たな「第 3 次計画」が策定されました。
- この国計画を踏まえ、本市においても、現行計画の改定を行うものです。

2. 改定内容

- 国計画や本市関連計画を踏まえ、計画期間を令和 12（2030）年度とし、計画目的を「自転車を安全・快適に利用できる環境を整え、自転車の役割を拡大し、環境にやさしく、市民が豊かで健康に暮らせる魅力ある都市を目指す。」とし、キャッチフレーズとして『ちゃりのチカラで、快適・健やか・都市魅力』を設定しました。
- 新たな国計画を踏まえ、「移動環境」と「脱炭素」を計画目標として新たに位置付けます。
- 現行施策の強化・継続に加えて、シェアサイクルを活用した交通手段の充実や移動の脱炭素化の促進を新たな施策として追加し、計画の進捗や効果を示す指標を設定しました。

以上